

多摩美術大学教授会各位への要望

五月二十九日第六六回教授会開催の学長真下信一名儀による招集は次の理由で不整の所為であることを監事として報告しなればならない。

- (一) 四月二十五日学長任期の終了した真下信一名には、教授会招集の権限は存在しない。
 - (二) 新たな学長が選出されるには、学長不在の間の学務を統括する学長代行が選出され、次期学長の選出のための業務を執行しなければならぬ。したがって、第六六回教授会は学長代行によって招集されなければならない。
- 以上の理由で、真下信一名の第六六回教授会招集の事實は甚だ遺憾であり、教授会各位は充分自重され、この教授会への不参加の態度を取られることを要望する。

附記

理事の業務を監査すべき監事として(私学法第三十七条、四)以上の要望を行つたが、すでに学務事務その他の業務の停滞を防ぐため、北面監事を中心に、村田、岡田両理事との間で、鋭意学長代行の選出について協議中である。

なお、協議中にもかかわらず、真下信一名、山脇教務部長らが、この三者の話し合いを無視して、独断専行し、しかも学長の認証のないまま、学長名をもって行動されることは、誠に遺憾に思うものである。

昭和四十九年五月二十五日

監事(元学長) 井上 忻治

監事(弁護士) 池 留三

多摩美術大学教授会各位